

イノベーション・生産性向上WG 第2回教育・研究TF 議事概要

1. 日時：平成19年4月10日（火） 9：00～11：00

2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3. 議題：教育分野に関する文部科学省からのヒアリング

報告事項

教育関連三法（とりわけ地教行法）の一部を改正する法律案に関するご説明

ヒアリング事項

（1）教育委員会アンケート回答結果集計に関する対応状況について

（2）第3次答申における「18年度中措置」とされた事項の措置内容について

4. 出席者

規制改革会議

福井主査、安念委員、白石委員、小田原委員、木場委員、戸田専門委員

文部科学省

合田 隆史 大臣官房審議官

大木 高仁 教職員課長

伯井 美德 教育水準向上PT総括リーダー

淵上 孝 教育制度改革室長

高橋 宏治 行政改革推進室長

新田 正樹 専門教育課補佐

5. 議事概要

福井主査 それでは、定刻となりましたので、第2回「教育・研究TF」を始めさせていただきます。

本日は、合田官房審議官、大木教職員課長、伯井教育水準向上PT総括リーダー、淵上教育制度改革室長、高橋行政改革推進室長、新田専門教育課補佐の皆様にお越しいただいております。皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

議題は「I. 報告事項」として、教育関連三法の一部を改正する法律案について。

「II. ヒアリング事項」として「1. 教育委員会アンケート回答結果集計に関する対応状況について」「2. 第3次答申における『18年度中措置』とされた事項の措置内容について」の計3点でございます。

本日の議事については、文科省からの御要請もあり、非公開とさせていただきますが、議事概要、資料については、追って公開とさせていただきます。

それでは、早速でございますが、1点目の教育関連三法の一部を改正する法律案について御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

合田審議官 文部科学省の合田でございます。いつもお世話になっております。

教育関連三法案についての御説明をさせていただきたいと存じますけれども、これにつきまして

は、本規制改革会議でもいろいろと御心配をいただきまして、全体のスケジュールが非常にタイトだったものですから、十分に時間的な余裕を持って御協議をすることは、必ずしもよくなかった点は、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、最終的には政府全体として、こういう格好で、3月中に、お蔭様で提出をすることができたということございまして、今後、国会でどういう日程になるかわかりませんが、我々として、最大限、できるだけ努力はしていきたいと思っております。

早速でございますけれども、お手元に資料を若干用意してございます。改正案の本文自体も一応用意しておりますけれども、これは非常に大部で技術的なものになりますので、事務局の方へお預けをしておきますので、必要に応じて、またお目通しいただければありがたいと思います。

本日は、法律案の概要という1枚紙と法律案要綱のセットで三法案を御説明させていただきたいと思えます。

まず学校教育法等の一部改正法でございますけれども、この法案につきましては、大きく申しまして、4つの事柄がございます。

1つは「(1)各学校種の目的及び目標の見直し等」でございます。改正教育基本法を受けまして、義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直すということでございます。

2番目は「(2)副校長その他の新しい職の設置」でございます。学校における組織運営体制、指導体制の確立を図るために、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭といったような職を、必置ということではなくて置くことができるという形で、そういう職を学校教育法上設けるということでございます。

3番目は「(3)学校評価及び情報提供に関する規定の整備」ということで、各学校は学校評価を行い、その結果に基づいて、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努める。

保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するというような規定を、学校教育法上盛り込みまして、これらについて積極的に取り組んでいただこうということでございます。

4番目は「(4)大学等の履修証明制度」ということで、社会人を対象とした一定のまとまりのある課程を履修された場合に、大学がその履修の成果に対して、証明書を交付することができるという形の制度を学校教育法上位置づけようといったようなことなどがございます。

法律案要綱の方をざっとお目通しいただきますと「一 義務教育に関する事項」という章を新たに設けるということでございます。その中で、義務教育の年限を9年と定める。これは教育基本法に従来そういう規定があったわけでございますけれども、新教育基本法では、法律で定めることになっていることに基づくものでございます。

その上で、義務教育の目標を定めるということでございます。そこにある記載してございます。時間の関係もございまして、個々の内容の御説明は省略させていただきたいと思えますけれども、そういったような10項目につきまして、義務教育の目標を定めるということでございます。

それ以降、幼稚園から始まりまして、小学校、中学校と順にそれぞれの学校種の目標を定めまし

て、そして、その目標を実現するために、達成すべき目標を定めるという構成になってございます。これは現行、学校教育法の構成でございますけれども、そういったような格好で、新しい教育基本法を踏まえた形に目的・目標を書き直すという作業をしてございます。

これも大変恐縮でございますけれども、時間も限られておりますので、具体的な個別詳細の御説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、現在、小学校から始めまして、幼稚園、特別支援学校は後ろの方にきておりますけれども、幼稚園から始めて、小学校、中学校、高等学校、中等学校という格好で定めさせていただくということにしております。

6ページをごらんいただきますと「六 学校の評価及び情報提供に関する事項」がございます。ここでは「1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるものとする」といったような規定を盛り込んでございます。

併せまして、それらの各学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携、協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。こういったような規定を盛り込んでございます。そういったようなことで、積極的に取り組んでいただこうということでございます。

大学につきましても、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといったような規定。それから、先ほどの履修証明に加えまして、教育研究の成果の普及、活用の促進に資するために、その教育研究活動の状況を公表するものとするといったような規定を設けてございます。

8ページの第二は、副校長その他の職の創設に関する改正内容等でございます。先ほど申し上げましたように、副校長、主幹教諭、指導教諭について、幼、小、中、高、中等学校、特別支援学校に置くことができるという形でございますけれども、副校長は校長を助けて、命を受けて校務をつかさどる。

主幹教諭は、校長、副校長、教頭を助けて、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。

指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な措置及び助言を行うことといったような文章にしております。

いずれも「教育再生会議」の御提言を受け、中教審で御議論いただいた上で法案化したものでございます。

その他、その後ろに市町村立学校職員給与負担法等々がございまして、学校教育法に副校長等の職を設けることに伴う、関連する技術的な改正等がございます。

以上につきまして、基本的には公布の日から6か月以内で政令として定めた日に施行する。ただし、副校長等の職の設置については、平成20年4月1日から施行するというので、法案としております。

大変早口で恐縮でございますが、学校教育法は以上でございます。

次は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法についてでございます。

こちらの内容は、概要の1枚紙でございますように、幾つかの柱から成り立っております。1つは「(1)教育委員会の責任体制の明確化」でございます。昨年秋以来のいろいろな御批判の中で、責任体制の明確化が必要だということで、これも「教育再生会議」等でいろいろ御議論があり、中教審を経て法案化したものでございます。

地方教育行政の基本理念を明記するとともに、教育委員会の合議制の会議体そのものが自ら管理執行すべきものを明確にし、その他の事項は教育長にお任せをして、それぞれ責任体制を明確化する。

その上で、教育委員会が活動状況の点検・評価を行うということですが、その際に、学識経験者など外部の方の知見を活用する。そういったような形の規定を盛り込んでいるということでございます。

2番目は「(2)教育委員会の体制の充実」ということで、特に小規模市町村につきましては、近隣の市町村と協力して、広域的に事務を処理するといったようなことを進めていく。

その上で、市町村の教育委員会に指導主事を置くように努めていただく。

教育委員の責務を明確化し、国・県は検証等を進めるといったようなことでございます。

3番目の柱は「(3)教育における地方分権の推進」ということで、地方分権はできるだけ現場に近いところで、いろんな事柄を決めていっていただけるようにするという方向での幾つかの規定を盛り込んでございます。

かねてより御指摘ございました、教育委員の数の弾力化。

それから、文化・スポーツに関する行政について、首長の方で担当できるようにするというようなこと。

更には、県費負担教職員の人事の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うということとしてございます。

4番目は「(4)教育における国の責任の果たし方」ということで、これもいろいろ御議論がございましたが、最終的に教育委員会において、法令違反あるいは法令上の義務を怠っているといったような状況があって、そのことによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じている。ほかにさまざまな手立てを講じたけれども、なかなか是正ができないといったような場合に、是正改善の指示ができる。

そういったようなことではないけれども、同じように法令違反あるいは法令義務違反があって、生徒の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合には、文部科学大臣は地方自治法の是正の要求を行うということですが、その場合に、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うという形の規定を盛り込んでございます。

併せまして、是正の指示あるいは是正の要求を行った場合には、文部科学大臣は当該地方公共団体の長及び議会に対して、その旨を通知するものとするということでございます。

5番目は「(5)私立学校に関する教育行政」についてです。これは私立学校でも未履修問題があったということで、そちらの方はどうするんだということが課題になっていたわけでございます。

けれども、これにつきましては、いろいろ御議論がありましたが、最終的に知事が教育委員会に対して、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができるという形の規定を盛り込んでいるということでございます。

これらについて、平成20年4月1日の施行を目指しているということでございます。

法律案要綱の方は、重複する点は省略させていただきますけれども、第一のところ、地方教育行政の基本理念を明記する。

第二のところは、第三条関係でございますけれども、教育委員の数を、都道府県、市の教育委員会にあっては6人以上。町村の教育委員会にあっては3人以上の委員をもって組織することができるということ。

第三のところ、教育委員の任命は、御案内のように、地方公共団体の長が行うわけですがけれども、そのうちに保護者が必ず含まれるようにしなければならないという規定を盛り込んでございます。

福井主査 この保護者とは、現実にその時点で、任命時以降、辞任するまでの間、当該自治体の公立小中学校の子ども保護者であるという意味の保護者なんですか。

合田審議官 それは、原則としてそういう意味だと思います。

第四にありますように、教育委員の責任を自覚と研修についての規定を盛り込んでいる。

第五は、指導主事を置くように努めるといったこと。

第六は、スポーツ、文化に関する事務の執行を首長ができるようにするということ。

教育に関する事務の管理、執行の基本的な方針に関する事務などについては、教育長に委任することできないという定めを置くということ。

教育委員会の点検、評価の結果に関する報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表しなければならない。それに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとするといったような規定を盛り込んでございます。

第九は、私学に関する規定でございます。先ほど申し上げたとおりの規定でございます。現在、補助執行ということで、教育委員会に事務を行わせている都道府県もございますけれども、今回はそういうことではなくて、あくまで知事が私学行政を行うところの権限関係は、現行どおりということでございます。内部関係として、知事と教育委員会との間で知事が必要と認めるときには、教育委員会から専門的な事項についての助言、援助を受けることができるということを経路上明らかにしたということでございます。

第十は、人事権の移譲に関するものでございます。これにつきましても、非常に幅広い人事権の移譲をすべきだという御意見と、そういうことが生じた場合に、特に僻地離島等を抱える小規模市町村等の人事が非常に難しい状況になるといったようなこと、御反対の御意見等がさまざまある中で、ずっと調整を進めてきたわけでございますけれども、現時点で、ここまでのことであれば、可能であろうということで盛り込んだものが第十、第三十八条関係の改正でございます。

第十一、第十二、第四十九条、第五十条関係が先ほどの是正の指示、要求に関する規定でございます。先ほど申し上げたとおりのことでございます。

福井主査 前回は話題になった、現行の地方自治法にやや類似の規定がございますが、それとの関係での重みとか軽重について、ポイントをもう少し敷衍して教えていただけないでしょうか。

合田審議官 軽重と申しますか、基本的には現行制度上は一般的な各行政分野共通の地方自治法の制度として、是正の要求というものがある。是正の要求というのは、自治体に対して、法令違反等があった場合に、何らかの改善措置を講じていただくという仕組みでございますけれども、それに対して、一定の場合以外は、指示はできるだけ行わないようにするというのが現行の自治法の建前です。自治法の建前の中で、教育分野についてはどうかということで、教育分野においても、そういう法令違反や怠りによって児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要がある場合であって、その他の改善措置ではうまくいかないといったような場合に限って、自治法上はできるだけしない、一定の場合以外は、できるだけしないと言われている具体的な指示をできるようにするという。そして、是正の要求についても、そういったような直接具体的な指示ということではなくて、是正の要求という位置づけではあるけれども、こういったような格好で是正の要求をしてください。したがって、これは強さというよりも、具体的な是正の要求の形の問題だと思えますけれども、そういった形の是正の要求ができるということを明記した。

福井主査 この講ずべき措置の内容を示した上での是正の要求は、現行法の体系にはない新しいタイプの措置になるのでしょうか。

合田審議官 新しい措置ではありますけれども、それはあくまで是正の要求というカテゴリーの中での形の問題だと思えます。

福井主査 今までの自治法でもできたことについて、特に例示をしているということですか。

合田審議官 そこは自治法の解釈の問題ですから、どういうことか、我々が余り有権解釈をするわけにはいかないんだけど、自治法上は、先ほど申し上げましたように、私どもが承知している限りでは、是正の要求の仕方というよりも、是正の要求の効果として、それを受けた自治体は何らかの措置を講ずる必要がある。しかし、具体的にどういう措置を講じるかは、自治体の方の判断だというのが現行の制度であると聞いております。

福井主査 四十九条は、もう一步踏み出しているということでしょうか。何らかの措置をやれというのではなくて、こういう措置を講ずべきであるということを示している限りでは、もう少し具体的に踏み込んだ内容ということですか。

合田審議官 新しい仕組みだと思えます。

福井主査 それよりも強いのが、五十条関係ということですね。これは当然具体的内容を含む指示ですね。

合田審議官 そうです。

福井主査 わかりました。

合田審議官 第十三については、法令違反や法令上の義務を怠っているといったような事態を解決するのは、だれの責任かという議論があって、基本的にはその自治体のレベルで解決をするというのが本筋でしょう。考えてみれば、教育委員を任命しているのは長であり、その任命の際には、地方議会の同意を得て任命をする格好になっていて、そういうプロセスで任命をされた教育委員の

方々が、法令違反の事態を引き起こしている、あるいは放置しているといったようなことがあれば、やむを得なければ、国として、指示をする。あるいは是正の要求をするということでありませけれども、その場合に、長や議会に対して通知をして、それぞれのお立場で御検討いただく契機にすることができるのではないかと。そういうことをまずやるべきではないかという御議論がありまして、それを受けて、盛り込んだものでございます。

第十四は、現行でも共同設置でございますとか、一部事務組合でございますとか、いろんな地方自治法上の事務の共同処理あるいは広域的な処理の仕組みがございますけれども、そういったものを活用して、連携を進めて、体制の整備、充実に努めることが必要ではないかということで、そういった規定を盛り込むとともに、都道府県なり文部科学省においても、そういったもののために、さまざまな助言、援助等々を行うという努力義務について定めたものでございます。

その他、所要の改正がございますけれども、これらにつきまして、平成 20 年 4 月 1 日から施行ということでございます。

以上が地方教育行政法の概要でございます。

3 番目の最後は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正法でございます。これはそこでございますように、大きく申し上げまして、2 つの事柄がございます。

1 つは「1. 教員免許更新制の導入(教育職員免許法)」でございます。

もう一つは、指導が不適切な教員、いわゆる指導力不足教員の人事管理の厳格化でございまして、先の方が教育職員免許法の改正。後の方が教育公務員特例法の改正でございます。

併せまして、そういうプロセスの中で、分限免職処分を受けた場合には、これは勤務実績がよくない、あるいはその職務に必要な適格性を欠くといったような場合に該当するというので、分限免職処分を受けた場合には、その免許状は効力を失うという改正、これは教育職員免許法の下で行うということでございます。

これも要綱の方をざっとごらんいただきますと、まず教育職員の免許の更新制につきましては、普通免許状、特別免許状に 10 年間の有効期間を定める。

そして、満了の際に、申請により更新をすることができる。

申請があった場合には、更新講習の課程を修了した者、あるいはさまざまな状況で更新講習を受ける必要がないと認められたものである場合に限り、更新をするものとするということ。

指導改善研修は、後ほど御説明をいたします、いわゆる指導力不足教員が指導力不足教員と認定をされた場合に、受ける必要がある研修でございますけれども、そういう指導力不足教員として認定をされて、現在、研修中という方については、更新講習を受けることができない。指導力不足教員としての認定の課程が修了した後で、現場に復帰をするということであれば、そのときに改めて受けていただくということになるかと思っておりますけれども、そういったようなことにしてございます。

また、やむを得ない事由がある場合には、その有効期間を延長することができるという規定を置いてございます。

分限免職の処分を受けたときには、免許状が効力を失う。

これは公立学校の教員を念頭に置いた処分でございますけれども、国立学校、私立学校の教員に

つきましても、分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときには、その免許状を取り上げなければならないという、第一の六に対応する、国立、私立学校の教員に関する規定でございます。

以上が教育職員免許法についての規定でございますけれども、今度は指導力不足教員についてのプロセスでございます。

こちらの方は、任命権者、一般的には都道府県教育委員会ですけれども、指導が不適切であると認定した教諭等に対しては、先ほどの指導改善研修を実施しなければいけない。

これは1年を超えてただらとやっけてははいけません。

指導改善研修を受ける者ごとに、計画書を作成して行ってください。

その修了時には、指導の改善の程度に関する認定を行ってくださいということでございます。

そして、認定の結果、状況に応じて職場復帰する場合もあるし、場合によっては、分限免職もあるということでございます。

つまり、まず指導改善研修を受けさせることとする認定。そして、認定の終了時の指導の改善の程度に関する認定。これらの認定に当たっては、児童等の生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者、当該都道府県または市町村の区域内の保護者である者などの意見を聞かなければならないことにしてございます。

そのほか、必要な事項は教育委員会規則で定めること。

あるいは3ページ目にありますように、指導改善研修の実施に関して、必要な事項は政令で定めるということを定めてございます。

以上のような指導が不適切な教員の人事管理の取扱いについては、御案内のように、各県ともいろいろと、これまで工夫を始めているところでありますけれども、この会議でもいろいろ御指摘をいただきましたように、それぞれ都道府県によって、いろんなやり方で、いろんな考え方で、いろんな基準でやっけてきているといったようなこともあって、これをきちんと法律上の制度として位置づける。併せて、先ほどの第二の5番目にありますような、第三者の意見を必ず聞くとといったような、言わば丁寧なプロセスを織り込むといったようなことで、指導が不適切な教員に対する人事管理の厳格化を自主的に進めていきたいということでございます。

そのほか附則で、いろいろ技術的なことを定めてございますけれども、以上のようなことで、大ざっぱに申しますと、指導が不適切な教員についての人事管理の厳格化につきましては、平成20年4月1日から施行いたしますけれども、免許更新制の方は、更新講習が現職教員も含めて適用する。適用するとか、厳密に申しますと、現職教員については、免許状そのものは期限の定めのない免許状を授与されているわけですので、免許状そのものに期限をつけるというよりも、10年ごとに更新講習を受けて、言わばそれに合格をしていただくという義務を課するということでございます。それにしても、実質的に100万人規模の更新講習を10年ごとにやっけていかなければいけないということでございますので、若干の準備が必要になってまいります。これを各大学あるいは教育委員会の方で、確実に中身のある講習を実施し、かつ修了の認定についても、きちんと判断していただくことが必要になってまいりますので、これらにつきましては、平成21年4月1日からの

施行ということで、法律案として提案をさせていただいてございます。

大変駆け足で恐縮でございましたけれども、以上が3つの法案の概要でございます。

福井主査 今回の研修ですが、ペーパー免許状の取得者のような者は今もいますけれども、そういう教職に就いていない方の場合の講習等については、どうなるんですか。

大木課長 具体的に教職に参入する見込みが立った時点で、採用内定なりが出た時点でもってやってもらおうということにしております。ですから、現職100万人に対して、多分ペーパーティーチャーは500万人ぐらいいます。それを全部やろうとすると、社会的コストが非常にかかりますので、見込みがないのは見込みがないで、免許状自体は失効した状態で持っておいてもらう。ただ、教職に参入するときに講習を受ければ、それが回復するという解釈でありますので、そこは円滑にいくようにしてあります。

福井主査 例えば民間企業にいる人が効力を維持するためだけに、10年に1回講習を受けないといけないということはないわけですね。

大木課長 それは必要ありません。それでも、要は履歴書にどうしても書きたいという人がいますので、これは通達レベルになりますけれども、中学校一種社会科免許状単位習得(要更新)とか、失効とは書かずに、そう書いておいていただいても結構です。それはこういう意味なんですということ、きちっとしていきたいと思っております。

福井主査 わかりました。

あと、現職、今の永久免許を持っている人についての免許講習の課程修了確認というのは、これを受けない場合の法的効果はどうなるんですか。

大木課長 受けなければ失効します。

福井主査 ということは、結局、同じことですか。

大木課長 同じことです。それは法制局との間で大議論があって、要は新規に取る人たちは、最初から期限付きでOK。これはこれからのことですからいいです。問題は、今、期限なしで持っている人たちの既得権をどういうふうにするのか。労働関係の安定とか、いろんなことを考えたときに、法制局としては、期限を切ることは非常に難しいと言われたんです。それであっても、要は、社会的要請として、現職教員は更新しなくていいということでは多分もたないだろう。したがって、似て否なる制度として、10年に1回講習は受けてもらいます。それをクリアしなければ、永久の免許状であっても、その時点で失効します。こういう効果は全く同じ制度にしてあります。

福井主査 これは永久免許の人にせよ、新規免許の人にせよ、1回講習を受けなかったとか、あるいは講習を受けたけれども、所定の成績に達しなかったということで失効したとしますね。その人がまた免許を回復したいというときの手立てはあるんですか。

大木課長 回復は御自身の、ですから、更新講習は運用の話ですけれども、週末やら長期休業期間中を中心に、年がら年中開いている状態に全国各地の大学でしておきたいと思っておりますので、そこに受講を申し込んでいただいて、ただ、具体的に教職に入る見込みがなければいけませんけれども、そこで取ればOKという世界にしておきます。

福井主査 要するに、再チャレンジはできるということですね。

大木課長 できます。

福井主査 この講習は大学でやるんですか。

大木課長 大学を中心にするということは、これを審議していた中教審の答申でもってそう書かれておりますし、免許自体が大学での単位取得を前提に出されているということであれば、免許の更新もやはり大学だろうという、理屈としては一貫性があると思います。

福井主査 大体どういう内容をどれぐらいの期間やることになるんですか。

大木課長 それはこれから省令で書きますけれども、期間は 30 時間。これは方針として明記されています。30 時間というのは、1 日 6 時間やるとすれば、5 日間だと思っていただく。それを更新するまでの間に、土日、夏休みでもって取っていただく。こういう世界を想定していただいて、1 つは教職関係の最新の動向、いろいろ教育行政をめぐっても、学校をめぐってもいろんなことが起きてまいりますし、それを講習の中に入れていただくというのが眼目になるかと思えます。その上で、これは選択になるのかどうなのか、これからの設計次第ですけれども、やりたい方は、少し心理学系のないじめとか不登校の関係を深くしたいという方がその辺を取ればいいと思えますし、教科の指導の方をしっかりとということであれば、それを取る人はしっかりとということも考えられますし、いずれにしても、全体の内容をどうするのかというのは、国の基準を定めて、これから制度設計、省令いかんでもって制度設計ということになります。

福井主査 これは、小中高それぞれごとに違うというイメージですか。

大木課長 中教審の答申では、なるべく各学校種であっても共通の内容をとわれていますが、それは高等学校と幼稚園とでもって、全部同じ内容でいいのかとか、それから、栄養教諭、養護教諭というのがありますから、それと一般教諭が全く同じ内容でいいのかということもありますから、それはなるべく同じとしつつも、どこまでバリエーションを認めるべきかということは、これから考えていきたいと思っています。

福井主査 教えるのは、大学の先生が教えるんですか。

大木課長 そうです。

福井主査 最新の教員や教職の動向を、大学の先生が教えるのは適切なんですか。

大木課長 それは大学の先生の中でも、できる人、できない人は当然いると思います。1 つの大学に 30 時間全部パッケージでやるといっても、無理な大学は山ほどあります。教員養成系の 47 都道府県にある大学でしたら、大体 30 時間、どういう内容を課そうが最新の教育事情から始まって、大体のことはできると思いますけれども、私学でやっているところもたくさんありますから、そういう人たちは 30 時間パッケージでやるといっては非常に難しいと思います。

したがって、先ほど 5 日間でと言いましたけれども、1 日単位で各論に特化して、最新の教育事情というのがしゃべれる人がいなくても、心理学的な知見を持って、いじめ、不登校の問題をどうするのかということが、得意分野として、その大学にあれば、それはきちっと開講できるようにしてやりたいなと思っています。

白石委員 ここにも大学教員が何名かいるのですが、教官の資質によって、研修の質にも相当ばらつきが出てくると思います。それだったら、レックみたいなビデオ講義にして、最新の知識を持

った先生が全国一律にやる方が、はるかに質の担保ができると思います。

大木課長 質の担保の問題は、国会審議でも1つ問題になるところだと思っていて、要は軌道修正していくためにどうするのかという、仕掛けが1つ問題だと思っています。そのためには、要は講習受講者がある大学に申請をして、例えば40人のクラスとかが週末にできるとします。その時点でもって、私は講習受講者に率直に課題意識は何かということをしちんと問うてやって、それで終わった後に、これはよかったか悪かったかというレベルではなくて、きちっと身につけるものができたかどうかというアンケートをしちんとやって、できればその内容も全部公表して、そこまでの仕掛けをつくって、1年、大学で10講座やるうちの2つ、3つ、多分、それはきちっとできないということが出てくる可能性はあると思うんですけども、数年のうちには、それが透明なシステムの中で質の高いものに収斂されていくような方向に持っていきたい。客が集まらないのは、1つも集まらぬようなものになるし、集まるところは人が集まるようなものになると思います。

福井主査 受講者による講師評価をやって、それを公表する予定はないんですか。

大木課長 講師評価になるのか、中身の評価になるのか、それは講師評価なのかもしれませんけれども、それは設計次第ですが、そういうものを国の基準に基づいて一つひとつの講座を認定していきますので、その際の要件として課すことを考えていきたいと思っています。

福井主査 当然やった方がいいでしょうね。

あと、第三者がどの講師なり、どの大学の講座をどう評価されているのかが確認できるというのも重要ですね。

大木課長 多分1日単位でやりますと、これは1万講座とかになりますので、第三者評価のシステムがうまく確立すれば。

福井主査 違います。第三者が評価を確認できるという意味です。我々は、第三者が評価することには余り関心がないけれども、やはり受講者が評価しているという事実は、非常に重要と考えています。

大木課長 それは見られるようにしておきたいと思っています。例えば、多少極端な例ですが、一番優秀なところ10%と、一番よくできないところ10%を発表してというのが、一番極端な例ですけども、そういうやり方をとるのかどうかは別にして、よくできたところはよく検証し、オープンになって人が集まるようにしてやりたいと思います。

福井主査 どうぞ。

白石委員 それに関連して、3のところでは知識、技能、その他の事項を勘案して、研修をやらなくてもいいという、この基準を緩くするか厳しくするかによって、相当こぼれ落ちてくるというか、取りこぼしという変ですけども、緩くなってしまうと、受けなくてもいい人が出てくるわけですから、実効性が担保できないと思うんですが、この基準づくりは、国がこういうふうにやりなさいと都道府県にガイドラインを示されてやっていくかどうか。

大木課長 省令で定めます。

白石委員 省令の内容は、今どういうふうにご検討されているんですか。

大木課長 省令の内容は、1つ検討課題として挙がっているのは、管理職についてどういうふう

に考えるかとか、優秀教員という形で表彰されている方々があります。そういう人たちをどういふふうに考えるのかというような話が、例えばあります。

福井主査 何%ぐらいのイメージですか。

大木課長 何%というところは、非常に厳しい話でございまして、何%というところまで、今の場で申し上げることはできませんけれども、それが例えば 30%とか 40%になってきますと、何だこれはという話になってくるのは、私も十分認識しております。

福井主査 そんなにはいないということですね。

大木課長 はい。

白石委員 ただ、大木さん、今、管理職を除外するというをおっしゃいましたが、文科省さんでも我が大学でもそうだと思うんですが、管理職になっている方が優秀で技能があるということがイコールではないですね。

大木課長 それは中教審がこの間の答申を出すときに、パブリック・コメントをとったら、そういう意見も多くが出てまいりましたので、その点は十分意を用いた上で管理職はどうするのかというのは、私らも腹を据えて管理職をやるんだったら、それは外に出していかないと、そういう意見は必ず出てまいりますので、そこはよく認識をいたしております。

白石委員 わかりました。

安念委員 10年以上経った先生については、みんな受けなければならぬわけですね。

大木課長 10年以上経った先生をいきなりということになりますと、1年で70万人になります。それは無理です。

安念委員 そうですね。どういうふうにしていくんですか。

大木課長 それは具体的な話が細かく入りますので、アバウトなイメージだと思っていただくと、70万人なり80万人なり、今たまっている人たちを10年の間には必ず1回講習を受けられるようにはき出していきたいと思っています。

安念委員 これから先10年ですか。

大木課長 これからです。ですから、現職教員ですよ。新規に取る人たちは必ず機械的に10年後から出てくる。現職教員70万人のストックを1年ではき出すことはできないので、年間でできれば7万人とか8万人とか、そのぐらいのオーダーではき出していく。

安念主査 それでも7、8万ですね。

大木課長 はい。

安念主査 すさまじい数ですね。

大木課長 ですから、年齢でもって、例えば免許状を取ってから何年とやるのが一番厳密なんです。それは実務が大変だということで、少しアバウトにやるのであれば、35、45、55歳の人とか、その年になる人は必ず受けるとか、そんな感じでやると、10年経つと一通り回りますのではき出せると思います。

福井主査 講習を受けた場合で、落第することはどれぐらいあるんですか。

大木課長 講習を受けて、受け切れない、受けても修了できないというのが出てくることは想定

しております。

福井主査 試験が何かをやるんですか。

大木課長 要は、30 時間を全部まとめてというわけではなくて、各講座ごと、1 日単位の講座が 5 回であれば、5 回試験があるようにしたいと思っています。

福井主査 講座ごとに、言わば修了認定のチェックテストをやるということですね。

大木課長 そうです。一番わかりやすいのは相対評価で、例えば 1 割落とすというやり方がわかりやすいですけれども、それはそれで理屈が立たない世界になってきますので、絶対評価にいたしますが、絶対評価の指標と到達目標、到達目標を確認するための指標、これも省令で書くのか、通達で書くのかは別にいたしまして、文部科学省で一通りのことを定めようと思っています。

ただ、相手は大学ですので、大学が単位認定をするときにどうなのかということですので、これで全員機械的に通されることもある程度想定をしておかなければならない世界ですから、それは、今、教員養成をしている各大学でどの程度、例えば科目の通過率があるのかどうかという、そういう相場感がある程度もって、これは行政指導になってくると思うんですけれども、ある程度指導していかなければいかぬなと思っています。

福井主査 学校教育法ですけれども、文科大臣の定めるところにより、学校運営状況についての評価、とありますが、この具体的な中身はどういうイメージなのでしょう。

伯井総括リーダー 今回の改正案では、学校評価を行うことによって、学校運営の改善に必要な措置を講じて、水準の向上に努めるという規定を設けまして、学校評価を行うことに一定の義務を課しているわけですけれども、その内容につきましては、今。

福井主査 特に保護者評価は入るんでしょうね、ということを確認したかったのです。

伯井総括リーダー 学校評価については、省令上、自己評価の実施について定められているんですけれども、今、協力者会議で、更に自己評価を中心にして、保護者とか地域の方による、いわゆる学校関係者、ステークホルダーによる評価をどのようにやっていくのか。更にこれは相当議論が要るわけですけれども、第三者による客観的評価をどうやっていくかというトータルで、今、議論をしております。

福井主査 文科大臣の定めは、省令で決めるんですか。

伯井総括リーダー はい。ただ、具体的な内容については、今後、省令で決めていくことになりまますけれども、これはいろいろ更に議論があると思います。

福井主査 多角的なものが入ることを想定しておられるんですか。

伯井総括リーダー 入り得るわけですけれども、これは今後の検討になります。

福井主査 法が施行されたら、省令なんだから、もうそろそろ定めないといけないのではないですか。

伯井総括リーダー 6 ヶ月以内に省令で具体的な内容をお示しします。

福井主査 当会議も一貫して申し上げてきておりますように、児童生徒保護者による評価が学校評価のかなめであると考えておりますので、その点には是非御留意いただいて、省令を策定いただきたいと思っています。

伯井総括リーダー 学校評価を具体的に推進していくときに、自己評価あるいは先ほど言った保護者らによる外部評価をどういうふうに現場に定着させていくかというのが、我々も大事だと認識しておりますので、その辺を、今、協力者会議なども設けて議論をしておりますので、十分踏まえていきたいと思えます。

福井主査 先生どうぞ。

小田原委員 先ほどのお話に戻りますけれども、今 10 年経験者研修をやっていますね。その実績というか実態を踏まえて、それを活用することは可能なんですか。

大木課長 これも詳しくは申せませんが、10 年研と更新講習というのは、若干二者択一的な関係があって、どちらをとるかというような議論も昔は中教審の中でありました。いろんな情勢、政治的なものも含めて、いろんな形があって、結局、住み分けをしていく方向で今回整理をされています。ただ、10 年研をやったから、更新講習を受けなくていいという形になると、制度がめっちゃめっちゃになりますので、もし 10 年研の一部のカリキュラムを更新講習で使いたいのであれば、申請をさせようと思っております。要は、10 年研のカリキュラムでありながら、更新講習でも使えるという形であれば、都道府県の教育委員会がそれを多分やるわけなんですけれども、それを申請させて、それで国の基準に合っているのかどうか認めた上で、そのカリキュラムを更新講習に使えるかどうかということをはっきりしていきたいと思っております。

福井主査 どうぞ。

木場委員 教員免許の「2. 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化(教育公務員特例法)」のところよろしいですか。2と3に関しましては、施行が1よりも早くて、平成20年4月ということで、もう一年を切っている状況でございますが、特にこの中の研修についてお伺いしたいんですが、今、出た10年研のような悉皆研修とは全く内容が違ってくると思うんですが、ここの研修の内容は大分固まってきていらっしゃるんですか。

大木課長 既に都道府県でほぼ例外なくやっています。

木場委員 既にやられていますか。

大木課長 やっている。

木場委員 これに対しては、文科省さんとしては。

大木課長 要は、指導が不適切な教員がいたときに、それを何らかの形で取り出して、今回それを整理してきちっと書いてありますけれども、何らかの形で取り出して、取り出し方が甘いというお話もあるんですけれども、要は人数が少ないというお話もあるんですが、それは置いておいて、とにかく取り出して、それに対して、教育センター等で現場復帰ができるかどうか見極めるための研修をやってというのは、できている下地がございますので、したがって、施行期日まで間がないということは、なかろうかと思えます。

木場委員 そうすると、今、私が居住している県では、年間の人数を調べたところ、相当少ないんですが、またこういう研修を受けている職員が私の教育委員会にもいて選出する基準というのがかなり甘いような気がしたのですが、この辺りの見直しはないんですか。

大木課長 基準はそれぞれ各県で定めながらやっておりますが、1つやりにくい部分があるとす

れば、当然のことながら、見つめる端緒というのは現場の校長からの報告なり、聴取なりということになるんですけれども、例えば20人、30人の小さな学校で人間関係が密の中で、管理職であるにしても、その教員について、将来、教職生命も危ぶまれるだけの危機的な状況になっていく可能性はあるわけですから、そういうところに持っていくことに対して、仮に抵抗感があるとすれば、今回、認定の際に、第三者の意見を聴くことを義務づけることにしましたので、こういうところにかけることによって、要は直接服務監督を校長のような立場の者も、負担が軽減することによって、この点は効果的に上がっていくような形になるのではないかなと期待しています。

白石委員 今のに関連して、例えば指導研修期間が1年を超えてはならないと規定されていますが、1年経ってよくなる比率が高いから、この1年という年限があるんでしょうか。

大木課長 要は、1年を超えてという意味合いは、結局、県の定め方によっては半年ごとに評価を加えていっても、1年ごとでもいいんですけれども、1年を超えてというのは2年とか、そのぐらゐの期間をだらだらやるのはだめという意味合いで限定しているという趣旨です。ですから、年度の切れ目ごとに少なくとも、きちっと評価するという意味で、そういうふうに定めています。

ちなみに、最長研修期間は2年。いろんなことをおっしゃる方がいます。3年ぐらい見なければわからぬという方もいらっしゃるし、1年でも長いのではないかという方もいらっしゃるんですけれども、最長2年。どれだけ延びても2年。ですから、1年で更新期間を定めているのであれば、評価の機会は1回。再研修をもう一年やって、それで結論を出さなければいかぬ。

福井主査 合計で2年ということでもいいんですか。

大木課長 合計2年です。

福井主査 1回当たりは、1年ということですか。

淵上室長 1回当たりは1年までで、その研修の結果を踏まえて、更に研修が必要だ、改善が見込めるという場合に限り、もう一年まで延長できる。

福井主査 例外的にということですか。

淵上室長 はい。

福井主査 今はもっと長いケースがあるんですか。

淵上室長 県によってはあります。3年ぐらいやっていたりしています。

白石委員 何回も行っている人もいますよね。

淵上室長 そこは期間を更に延長してやっていることになろうかと思えます。

福井主査 言わば効果ははっきりしないにもかかわらず、長目にやっていたところの上限を画するというねらいがあるという理解でよろしいんですか。

淵上室長 はい。なお、法律上で最長2年までということを書いています。

福井主査 わかりました。

小田原委員 1のところ、任命権者とあるわけなんだけれども、先ほど白石委員からも、課長の答えもありましたけれども、校長から上がってきたものを任命権者が認定をするわけですね。だから、校長のところから上がってくるところが、私の経験からは一番問題がある。

福井主査 校長先生から、上がってきにくいという声をよく聞くんです。

大木課長 上がってきにくいというイメージには、小田原先生が言われる問題があるんです。ですから、それは今回緩和されると思います。第三者を少しかませることによって、直接的に校長の全責任にはなりません。

福井主査 地教行法の二十七条の二、私立学校のところでちょっと確認させていただきたいんですが、これは知事の権限について、現行の私立学校に対する権限が何か変わるということはないと考えてよろしいですか。

合田審議官 そのとおりです。

福井主査 都道府県教育委員会に何か新たな権限が付与されるということはないと考えていいですか。

合田審議官 議論のプロセスの中で、その知事が教育委員会に依頼をして、教育委員会が私学を指導するといったようなプロセスはどうかという御議論もあったことは確かなんですけれども、そういうことは今回は少なくともやめよう。

知事が教育委員会に対して持っている権限、責務は、これは基本的に現行どおり。それはあくまで知事の権限であり責務であるからして、基本的には知事部局の体制の充実をしていただくというのが基本だと。

だけれども、行財政改革の時期ですから、なかなか事務局で自前で指導主事などを抱えるのは大変でしょう。そういう場合に知事が必要と認めれば、教育委員会に対して助言を求める。それを受けた上で、あくまで知事が知事として権限を執行する。その部分については、全く現行と変わらない。

福井主査 知事と教育委員会の関係は、行政機関内部の関係であって、逆に言えば、都道府県教育委員会が対私学で出てくることは一切ないと理解してよろしいですね。

合田審議官 直接出てくることはないです。

福井主査 あくまでも、知事に対する助言援助にとどまるのであって、教育委員会による私学への助言援助が行われるという具体的な接点が想定されているわけではないということですか。

合田審議官 今回の体制はそういうことです。

福井主査 当会議の問題意識に沿って、一定程度、懸念は払拭できたとは考えているんですが、もともと公立学校の設置者であるというのが教育委員会の一様の特定の立場でもあります。最近では少子化の中で、公立学校と私立学校が事実上、ライバル関係になっているという自治体はいっぱいあるわけですね。

そうしますと、仮に内部行為であるにせよ、教育委員会が知事に対する何らかの助言援助をする中で、言わば私立学校に対するライバル関係、競合関係としての立場が混入されるというような心配について、懸念を完全には捨て切れないうところなんです、その辺りについてはどうふうにお考えですか。

合田審議官 それは今回の援助助言は、専門的事項に関する援助助言ということで、学習指導要領が改訂になりました。それはどういう趣旨ですかとか、どういう内容ですかとかいったようなことを想定しているわけですね。その政策的な判断に関する事柄は、あくまで知事が知事として行わ

れるということですので、そういう専門的事項についての情報をどうやって知事がお集めになるかという中に、教育委員会側から助言を求めることができるということの制度ですから、そのところで知事が政策的判断についての助言を教育委員会に求める仕組みではないと考えております。

福井主査 まさに今、審議官が整理されたとおりだと思んですが、現場の方に行きますと、そういう法の趣旨とかそれぞれの法的立場ということについて、十分に明確に貫徹しないという懸念もなくはないので、今おっしゃったような趣旨が教育委員会にとっても、あるいは知事部局にとっても伝わるように、要するに学校設置者としての競合関係の利害みたいなものが、この助言援助の中に入るということは、極めて由々しき事態だと思われまので、そういうことがございませんように、対教育委員会、対知事においても十分趣旨を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

合田審議官 そういったようなことも含めて、今回の法改正が実現をしました際には、我々として、その私学の独立性、自立性がきちんと確保されるように、その運用の適正を期するための教育委員会等に対する指導助言ということは、きちんとやっていきたいと思っております。

福井主査 特に私立学校団体等も非常にこの辺りを気にされておられるということ、私どもは把握しておりまして、教育委員会の助言援助を知事が求めるのはどういう場合か、あるいはその助言援助を踏まえて、知事が私立学校に何らかの対応を行う場合がどういう場合か、ということについて、でき得る限り、事前に私立学校団体等と協議いただいて、具体的で客観的な基準をつくり、それが透明で公正なものになると同時に、まさに私学の自立性や独立性が尊重されるようにする、ということについても、具体的にお考えいただければと思います。

合田審議官 まずは国会審議の中で、その立法者意思として、どういう判断になるかということだと思いますので、それを踏まえて、きちんと対応していきたいと思っております。

福井主査 極力具体的な懸念が生じないように、ということに関心を持っておりますので、是非御配慮いただきたいと思っております。時間もございませんので、また追って、場合により御質問をさせていただきます。

続きまして、次の議題の教育委員会アンケート回答結果集計に関する対応状況について、及び第3次答申における18年度中措置とされた事項の措置内容についてです。

恐縮ですが、時間が押しておりますので、2つ合わせて15分ちょうどぐらいで御説明をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

合田審議官 かなりの程度、重複をしていますので、できるだけ簡潔に御説明をしたいと思っております。

18年度中措置とされた事項の方を先に御説明させていただきます。

「第3次答申で『18年度中措置』となっている事項(教育関係)」という2枚紙を用意してございます。その順で一とおり御説明させていただきます。

学校選択についての問題でございます。そこにいじめへの対応等々の3つの理由については、単なる事例の例示ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由である旨が示されている以上、当該趣旨を重く受け止められることになるよう、引き続き周知徹底すべきである。

これにつきましては、お手元に配布をしてございます、平成 19 年 3 月 30 日付の 18 文科初第 1259 号という文部科学省初等中等教育局長通知がございまして、その 2 枚目をございまして、3 というがございます。

その 3 のところに先ほどの御指摘の表現をお借りをしまして、 のところでございますけれども、いじめ等々については単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更を認められてよい理由として示したものであることということを記載をして、この 3 月 30 日に通知をしているということでございます。

併せて、当該制度の趣旨が、保護者に対して確実に周知されるようにすべきである。これについては、同じ通知の同じページの「6 就学に関する事務・制度の趣旨の保護者への徹底について」ということで、先ほどございまして上記 3 を踏まえて、その具体的な授業内容や考え方など、この制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるように努めることということを記載をさせていただいております。

御指摘の 3 つ目の「また」以下のところで、また、学年途中において、保護者が就学校の変更を求めた場合においても、就学校の変更を適切に行うよう周知徹底すべき。これにつきましては、同じ通知の同じページの「4 学年途中における就学校の変更について」ということで、先ほどの御指摘の表現のとおり記載を盛り込んでございます。

更に特にいじめへの対応については、保護者から自発的に変更の申立てがあるなど、深刻ないじめの場合には、時期を逸することなく十分配慮するように、市町村の教育委員会は促すべきであること。被害者に対して、就学校への変更を強いるような運用が学校現場でなされることのないよう、運用には十分留意すべきであること。

これらにつきましては、先ほどの通知の同じページの「5 『いじめへの対応』を理由とした就学校変更の申立について」ということで、先ほど御指摘の同じ表現を対応いたしまして、盛り込んであるということでございます。

以上の点につきましては、18 年度末でございます 3 月 30 日付の通知の中に盛り込んであるということです。

「イ 就学指定の変更の要件及び手続の公表」についてでございます。これにつきましては、先ほどの同じ 1259 号通知の 1 ページ目の冒頭でございます。就学校の変更にかかる要件、手続の公表につきましては、これもアンケートとも関連いたしますけれども、要件、手続を公表しなければならないとなっておりますけれども、いまだ公表していない。あるいは公表を予定していないといったような市町村があるといった御指摘がございまして、それについて平成 20 年度入学者向けの就学校指定通知が送付されるまで、指定校の変更に関する必要な要件の手続、その報告が完了することにより、完全に遵守されるように指導を行うべきであるという御指摘に対しまして、記の 1 のところで、これについて公表が行われていない市町村の教育委員会においては、速やかに必要な事項を定め、公表することを盛り込んで周知をするとともに、その市町村への徹底につきましては、その通知の本文のところの柱書きの「また」以下のところで、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、このことを周知し、就学に関する事務の適正化が図れるように

改め指導の徹底をお願いしますということで、明記をしてあるということでございます。

児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立についてということでございます。これにつきましては、まず最初の授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その結果について公表するように促す。校長は各教育委員会に報告をする。市町村や都道府県の教育委員会では学校教育の改善のため、適切に活用できるように促すという内容について、着実に実施されるよう、引き続き促すべきであるという御指摘についてでございます。

これはお配りしております、もう一つの初等中等教育局長通知、18文科初第1277号というのがございます。同じく3月30日付でございますが、1277号の通知の中で、その旨の記載を盛り込んでございます。

記の(1)のところで が2つございますけれども、ほぼ同じ表現をお借りをして、通知をしてございます。

御指摘の方の「特に」以下、配付資料で言いますと、その次のページの一番上のパラグラフの4行目の「特に、評価における匿名性の担保への配慮について」云々と、その具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。

この御指摘につきましては、お配りしております3つ目の、これは同じ3月30日付の学校評価室からの事務連絡でございますけれども、この事務連絡の中で具体的な事例を紹介をするということとを通知と併せて行っているということでございます。

「私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立」についての御指摘でございます。

これにつきましては、通知で申しますと、先ほど見ていただきました2番目の1277号の記の2枚目の(2)のところで、(1)のところで公立学校についてお願いをしましたことにつきまして、私立学校についても同様に行っていただきたいということを記載するとともに、先ほどの事務連絡は私立学校についても周知をしているということでございます。

「条件付採用期間の制度運用及び分限処分の判定」についてでございます。これにつきましては、条件付採用期間を3か年計画の中でということでございますけれども、児童生徒・保護者による評価等を踏まえて、その厳正な運用を文書により促す。

また、児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針の策定を促すといったようなことにつきましては、これはその3か年計画再改定の内容として、これを受けまして、昨年3月31日付けで通知をしているわけでございますけれども、更にその後の各種会議等で周知徹底を図ってきているということでございます。

しかしながら、その御指摘にありますように、これらの理解が十分でないことから、更に改めて周知徹底をすべきであるという御指摘がございましたので、これにつきましては、その後の本年の1月の初等中等教育局の所管事項説明会というのを例年やっているわけでございますけれども、その中で3次答申の関係部分を配布をいたしまして、新ためて周知徹底を図っているということでございます。

先を急いで恐縮でございますけれども「教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保」についてでございます。これについて、各都道府県教育委員会独自の採用を行う市町村教育委員会、教育養成系大学及び学部等に対して、3か年計画再開という内容を周知をすべきという御指摘でございます。

教職員大学院制度につきましては、この3月の設置基準改正、専門職大学院設置基準改正でもちまして、制度創設をいたしまして、この4月から施行。

したがって、平成20年4月から、実際に教職大学院が動き出すことが可能になるということでございますけれども、その専門職大学院設置基準の改正の施行通知。これは今回お配りしてございます一番分厚い、18文科高第680号、3月1日付の初等中等教育局長及び高等教育局長連名の通知でございます。

その通知を各都道府県教育委員会に対して発出をいたしておりますけれども、この中できちんとその御指摘について触れさせていただいております。この再開の内容につきましては、その分厚い通知の一番最後のページで別添5というのがございますけれども、別添5という形で規制改革・民間開放推進3か年計画の関係部分を抜粋をいたしまして、その通知の中でそういったようなものがあるので、それに引用してもらいたいということに触れているということでございます。

福井主査 通知の中では、どこで引用されているんですか。

合田審議官 通知の中では、4枚目の「八 教職大学院を修了した者に対する処遇(職務、給与、採用等)については、都道府県教育委員会等において、修了者の実績等を踏まえ、採用の公平性に留意しつつ対応するものであること」とした上で、なお書きでその規制改革・民間開放推進3か年計画において、別添5のとおりに行っていることを了知いただきたいことといったことを記載させていただいております。

最後に「(3)教育委員会制度の見直し等」についてでございます。これにつきましては、先ほど来、いろいろと御説明を申しましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の1次改正法律案を今国会に提出させていただいたということで、その内容については、いろんな御指摘や御議論がありましたけれども、最終的には教育再生会議、地方教育審議会、内閣総理大臣の指示があった事項も含めまして、内閣として法案を国会に提出したという経緯になってございます。これは御案内のとおりでございます。

大変走り回りで恐縮でございますけれども、以上が18年度中措置とされている内容についての対応状況のあらましでございます。

教育委員会アンケートの回答結果に対する対応状況でございます。先ほど御説明申し上げましたように、就学校変更の要件の公表につきましては、先ほどの通知で徹底を図っているところでございますけれども、実際にアンケートで公表する予定はないという回答をした107の市あるいは区がございますけれども、この107のうち、その1つについては具体的にどこの市区であるかが判明いたしませんので除きまして、106の市区につきましては、すべて確認をいたしまして、遅くとも平成20年1月、つまり20年度の就学予定者の中学校の指定に間に合うように、要件公表をする予定であるという回答を得ているということでございます。

その特別免許状に関するアンケート項目が3つございましたけれども、特別免許状の授与を前提とした採用選考をする予定はないという回答が6県あったということです。

これにつきましては、二次答申提言事項でもございましたので、これにつきましては昨年の3月に通知を既に出しているわけでありますけれども、改めて18年度の教員の資質向上連絡協議会というのがございましたので、そこで資料配布の上、改めて周知を図ってございます。

個別に聞いてみた結果、非常に全体の採用数が少ない中で、いつ実施をするかというところまで、具体的な計画がない状況にあるといったことで、そういった回答になっているようでございますけれども、本会議での今後の状況、あるいは私どもとしても積極的に活用していただくということが大事なことだと思っておりますので、周知の徹底には、今後とも努めていきたいと思っております。

条件付採用制度についての評価の問題でございます。これも先ほど申し上げましたようなことで、昨年の通知に加えまして、会議等で資料配布をして、周知を図っているといったような状況でございます。これにつきましては、御指摘にありますように、引き続き周知徹底を図っていききたいと思っております。

指導力不足教員への対応につきましては、いろいろと足並みがそろわないといったことがアンケートの結果に表れているということでございますけれども、これにつきましても、これまでも通知等での対応はしてまいりましたけれども、改めて所管事項説明会で周知をいたしますとともに、これは法律上の制度として、きちんとした制度を立ち上げたいと思っておりますので、その法律改正が実現をいたしましたらば、それに合わせて、改めて、またその運用の適正についてもしかるべく、きちんと対応していきたいと考えております。

児童生徒・保護者の意向を反映した教育評価、学校評価についてでございます。これにつきましても通知、あるいはこれにつきましては、学校評価ガイドラインというものをつくって、各教育委員会に配布していくというのは御案内のとおりでございますけれども、今年1月の会議でも改めて通知をしてございます。それは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

就学校変更について、拒否をする場合があると回答した教育委員会がかなりの数があったということでございます。これにつきましても、その趣旨について周知徹底を図るべく通知を出したということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、実際に拒否する場合があると、例えばいじめへの対応を理由として、親御さんが転校させてくれと言ってきた場合でも、拒否する場合がありますと回答した教育委員会について、それはどういう意味なのかということをお伺いしてみました。

そこは教育委員会として、深刻ないじめがあって、その就学校の変更を認めることが必要だという場合には、変更を認めるという考えであるということは共通しておりました。

しかしながら、保護者からそういう申し立てがあっても、それで申立てがあったから、直ちに転校だということではなくて、まずその前にその申立ての事実関係をきちんと調べるとか、あるいはそのいじめられた子が転校しなければならないという形でない形の解決の方法を、各学校なり教育委員会で努力をするということをまずやるということで、望むべくはそこで解決をして転校しなくてもいいといった格好になることも含めて、その転校させてもらいたいというお話があっても、そ

のとおり、転校するという事にならない場合があるという意味合いで回答を行っているといったようなことであったと。

したがって、そういうことであれば、これも個別のケース・バイ・ケースの運用の問題になってきますけれども、各市町村教育委員会において、その通知の趣旨を踏まえて、適切に対応していただくとということであろうかなと思っております。

時間が長くなってしまいましたが、大変駆け足で恐縮ですけれども、以上です。

福井主査 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

特別免許状のところですが、これも以前から議論があるんですが、結局、私立などの場合、いい人がいて、だけれども、その方がたまたま社会人経験者であって免許を持っておられない、大学生時代を取っておかなかったというような場合について、言わば採用を前提として免許を与えやすくするという効果が眼目であるという共通理解があったと思うんですが、そういう使われ方ができるということを私立学校がほとんど御存じないという実態があったのです。

もう一つは、公立学校の場合であっても、これは具体の人の念頭に置くということでは必ずしもないのかもしれませんが、免許を持つ母集団以外からも広く有能な人材を獲得したいということをお考えの教育委員会などが結構あるわけですが、採用したい人に特別免許を与えることができるということについて、そもそも制度の認識がほとんどないのです。その周知が現段階でも、まだ余り徹底されていないのではないかと懸念するわけです。

これはさっき説明会での御連絡というお話もありましたが、何かもうちょっと文書でお願いできないでしょうか。例えば、教員募集のときに、現に我々がお聞きした杉並の教育委員会などでは独自に採用を最近始められて、そういうことを現にやっておられるようです。要するに教員免許はなくてもかまいません、教員免許が採用試験を受験するに当たって、必ずしも必須ではありません、ということを示して、免許を持っている人の採用ルートと持っていない人の採用ルートの両方があるんです、ということ、私立によ、公立にせよ、両方並列にして掲げていいということ、具体的に文書で徹底して差し上げれば、採用方針として多様な人材を取りたいということは、それを活用されるのではないかと思うのです。そういう形でもう一步推し進めて、具体的な周知をやっていただくことを検討いただけませんかでしょうか。

大木課長 引き続き今の御指摘の点も踏まえて、私は私学の方がこういうのは、詳しいのではないかと思っていたんですけれども、もし本当に御存じでないということであれば。

福井主査 そんなことができるんですか、とおっしゃる方が結構いらっしゃいました。

大木課長 そもそもこの前に、要は私学の経営者にとって、より使いやすい形で、特別非常勤講師がありますから、講師でもって使っておく分には、要は常勤ポストの1つをそこに割り当てる必要もないという御算段がひょっとしたらあるのかもしれませんが、いずれにしても御指摘がありましたので、私学団体といっても大学団体ではなくて、私学の中学校、高等学校、連絡協議会みたいなところがありますから、そんなところに特別免許状制度の趣旨を書いたようなものを少しお渡しするようなことも含めて、いろいろ考えてみます。

福井主査 そうですね。

戸田専門委員 再チャレンジに関連して、例えばハローワークとか厚生労働省というところでも、そういうところに先に通知を出すことはできないんですか。

大木課長 厚生労働省と話をしてみます。

福井主査 できるだけ間口を余り絞らないのがいいですね。

大木課長 失業対策と思われては困ってしまうところがありますから、それはいい人でないと、今度は逆に保護者に対してもたなくなってきました。だから、私はとにかく民間で使えない人だとか、最近ではポストクがどうかとか、いろいろな話があるんですけども、それはやはり受け取る側も、その教育を実際に子供が受ける親の側ももたない議論になってくるようなところは是非やめていただいて、そこのところはいい人なんだという前提でもってやる。

ですけれども、ハローワークが悪い人だというわけではないので、その辺も厚生労働省はどういう受け止め方をなさるのか。そういうルートがあるのかどうか。御指摘を踏まえて、当たってみます。

福井主査 応募する母集団はできるだけ広くしておくということですね。勿論、採用のときには厳正な審査をされるということが当然の前提だとは思っています。

さっきの最後の就学校指定を拒否する場合があるというときのことでありますが、事情を聞かれたということはよくわかったんですが、我々がアンケート表を読んだときの印象とは随分違って、ソフィステケートされた、上手な言い方になっているというのが正直な印象です。

確かに事実関係を調べないでということは、それはあり得ないと思いますし、また本当はいじめっこの方の対処なり学校の対処で解決するのに、いじめられた方が一方的によそに行くことを強いられるということはない方がいいというのは、我々の答申でも書いたとおりで、そこは当然なんですけれども、もともと出てきた回答のニュアンスは、いずれもそういうことは基本的に保護者が口を出すべきことではないんだというに近いものがありました。教育委員会が決めるんだから黙っている、というに近いニュアンスがそこに記載されていたんですね。

もし態度なり考え方が変わったのであれば、それはそれで望ましいことなんですが、やはり転校したいというのは、その子どもなり保護者にとっても、よくよくのことであるわけでして、そういう申立てが出たときに、勿論、事実関係を聞くとかほかの手段はないかということは当然なんですけれども、それを留保して、判断するのは教育委員会だから、あなたの言うとおりになるわけではない、というニュアンスが保護者に最初に示されるようなことがあったら、これは本末転倒だと思います。

御事情はよくわかりました。そういう申立てがあった以上、まずそれを尊重するということは当然です。しかるに、もっといいやり方があるかどうかは、もしお力になれるのであれば、一緒に考えましょう、というのであればともかく、そうじゃないような高圧的なニュアンスが結構見られたわけです。

そこら辺りは、勿論、個別の運用にはなるんですけども、教育委員会が決めるんだという高みに立って威張るのではなくて、やはり子どもが学習することをできるだけそれをサポートすることが第一義だということを、もうちょっと人間的に考えていただくような現場の運用というこ

とを、今回これで終わりということではなく、全教育委員会に関わると思いますので、くれぐれも徹底していただければと思います。

ちなみについ最近聞いた事例なんですけれども、ある市の教育委員会に関わることで、お子さんがいじめというか、若干友だち関係のトラブルで、病気になり学校に行けなくなったという例があったそうです。それが春休み直前だったものですから、春休み期間中から4月の入学式前後にかけて、教育委員会などに対しても、話を持って行って、別の学校に転校したいと相談され、学校の見学とか校長先生とのお話とかをさせていただきたいという申し出をしたら、その教育委員会のご担当が、そういう判断は教育委員会がすることですとあって、学校見学の便宜も図ってもらえなかったし、具体的な学校の対応について、まず調べてからだということだったそうです。この答申なり、あるいは文科省から出されている通達の文言とは、大分違う運用がなされているということのようでしたので、どうもまだ趣旨が十分徹底していないのではないかと懸念を持つのです。

こういった個別の案件についての懸念は、これに限らず、いろいろ聞こえてくる辞令もあるんですけれども、一般的な姿勢の問題として、教育委員会が決めるんだ、という権力的な対応よりは、できるだけ転校なり就学校の指定に関する保護者側、子ども側の事情を考慮してその立場に立つ運用に向けて、もう一歩二歩、具体的に法の趣旨が浸透するようにご配慮いただければと思います。

そこは気の持ち方でもあり、適切で具体的な運用の姿勢が必ずしも徹底していないという印象を強く持っております。是非御配慮をお願いしたいと思います。

合田審議官 いじめの問題については、早期発見、早期対応というところから始まって、通知あるいは対応のいろんなチェックリストみたいなものを配布して、その対応に万全を尽くすということで、教育委員会をお願いしておりますので、そういったようなところも含めて、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

戸田専門委員 その問題は根本的に学校選択制の普及促進と関係すると思うんです。学校選択制の事前選択制を取っていないところほどかたくなで、今の事後選択についても、ああだこうだと言って、学校や教育委員会の便宜で考えてしまう姿勢があるから、結局、学校選択制をもっと全国にできるだけ普及促進をするためにも、こういうことがあるからこそ、学校選択をしなければだめなんだという論理で、その学校選択の普及も組み合わせ、是非とも進めてほしいと思います。

福井主査 連動しているんです。事前の学校選択制に移行していないところほど、親の申立ては参考に過ぎないと威張ってしまう傾向が生じがちです。それは本末転倒だと思うんですね。きっかけが事後であっても、事前であっても、やはり個別の事情からすれば、深刻なことはあり得るわけで、どうもそこに対する感受性においてニュアンスに違いがあるのです。

白石委員 評価のところでは1点いいですか。今の問題とまとめてお答えいただきたいんですけれども、評価の客観的基準。担任の先生に対して、どういう評価項目をつくれれば評価足り得るのかなとか、また、子どもの年齢段階において、どのような小さな子どもでもその評価の意味がわかるとか、さらに、保護者がきちんとその学校の状況を把握できるという評価項目の問題とか、評価手法は、こと細かくその指示をしていただいているんですけれども、これに関して何年か置いた後にきちんとフォローアップしていただくことが大事ですね。果たして今、行われている評価が保護者の

期待に応えるものかどうかということとか、ここで指示をしていただいている内容が果たして実行されているかどうかということも定点観測していただいて、御報告をしていただく必要があると思うんですが、それについて、具体的計画ないし、意図はおありなんでしょうか。

合田審議官 まず学校選択制については、勿論その学校選択というものについての考え方自体、教育委員会によって違うというところが関連をしているということは、御指摘のようなところはあろうかと思えますけれども、それはそれとして、我々としては、学校選択の問題は学校選択の問題として、いじめだけの問題ではないわけですので、それはそれとして考えていきたいと思っております。

その学校評価の問題は、確かに教育法の改正で評価を義務づけるということを盛り込むわけなんです、これは法律上、そういう規定を盛り込むということは、我々としたら、ここまで来たかという感じが、いろいろ御支援をいただいて、よかったなと思っているんですけれども、こういう評価をやったといっても、実際に外部評価をやっていますというけれども、形式的にアンケートをしただけとか、そんなケースも含めていっぱいあるわけですね。

その評価というのは、やったのか、やっていないのかという2つに1つだったら、話が簡単なんですけれども、具体的にどういう評価をしているのかということが問題だということなんだろうと思います。

それについては、さっき協力者会議の話を御紹介しましたがけれども、その中で言われていますことは、技術的な問題は多々あるけれども、そもそも評価をしている学校側、先生の側が何のために評価をやっているんだということで、よくわかっていないのではないかと。

その結果、評価をするにしても、アンケートの質問項目をつくるにしても、そのピントがずれているみたいなことが起きているのではないかとといったような御議論もあり、なぜ評価しなければいけないのか、何のための評価かということを確認するところまで掘り下げてやっていこうといったようなことも含めて議論していただいています。

今度の法律改正をきっかけにして、評価をやったかやっていないかというときには、そのグレードアップということは、我々としても取り組んでいかなければいけないと思っております。

その過程の中で、御指摘のあったような各学校での実情の把握ということをやっていかなければいけないと思っています。それについては、また御報告させていただきます。

福井主査 匿名性のところは、例示を出していただいたのは、答申の問題意識の部分に書いてあるところですか。

合田審議官 参考にさせていただきました。

福井主査 ありがとうございます。大変具体的ですばらしいと思います。これは、こういうことを推奨されるという意味での御紹介だと理解してよろしいんでしょうか。

伯井総括リーダー 局長通知で示しつつ、なお具体的なやり方をこの事務連絡で示していますので、文科省としてこういうやり方がありますよということ为例示として示しました。

福井主査 何か聞かれれば、こういうふうにするのは、単なる例示というよりは、1つの典型的な例だとお答えいただけるんでしょうか。

伯井総括リーダー　そうです。具体的手法の紹介ということです。

福井主査　ありがとうございます。すばらしいと思います。以前からの議論でも御提示申し上げているんですが、現場に行きますと、担任の先生の前で評価を書かせて、そのまま名前は書かないにしても、明らかにだれが書いたかわかる形で回収しているとか、先生の授業がよくわかりましたかという設問などなくて、あなたは授業にどうやって一生懸命取り組みましたかという、問題がすり替わっているような設問でアンケートをやったりしている。これは公立でも私立でもよく聞く話です。

授業が面白かったかどうか。先生がフェアに接してくれたかどうか。これらがポイントだということ、そういうことを評価させるときには、評価される被評価者本人が回収などに関与するというのは、絶対にまずいわけでありまして、その点について、折りあるごとに現場に徹底していただければと思います。

例えば大学の例で申し上げますと、これも合田審議官は高等教育の政策をリードされましたのでよく御存じだと思うんですけども、我々の大学でも教員評価は厳格でして、例えば私がやる授業については、学生の幹事が私の見ていないところで評価書を学生から回収し、封入して、直接事務室に提出する。

評価される大学教員は一切関われないことになっているのです。匿名性を担保した集計結果は見ることができるんですけども、当該大学教員自身は一切関わらない。それは最近では、当たり前のこととして全国に普及しているやり方です。

ところが小中学校の現場、高校の現場とかだと、そういう常識とはかなりほど遠いところに実態があるということをよく聞くものですから、ぐれぐれもこの辺りについて、折に触れ、関係方面に御助言をいただければと思います。

合田審議官　そこまで懇切丁寧な御説明を大学に対して申し上げた記憶は余りないんですけども、それはそれぞれの大学でその評価をやるからには必要だろうということを、それぞれの御見識でやっていただいているんだと思うんですね。そういうことが大事なことなので、そうしないと、それこそ、はしの上げ下ろしまで、こちらが言わなければいけないことになってしまいますから、極力そういうことは言わなくてもやっていただけるように。

福井主査　ただ、先ほど来のアンケート結果にも見られますように、自発的に対応していただくというには限界がある場合もありますし、また事と場合によりますね。まさに子どもの人権に関わるようなことについても、あるいは児童生徒・保護者による評価についても、場合によるといじめとか自殺につながるような端緒が発見できるいい機会かもしれないのに、先生の学級運営に遠慮して、子どもも親も余り言いたいことが言えないとすると、深刻な事件の原因になっているかもしれないんです。

こういうことについては、勿論、地方分権は必要ですけども、それこそ今回の法改正でも念頭に置かれて、明文にも書かれたような緊急事態の一種に該当しうるわけですね。一種の生命身体に関わるような緊急事態にもつながりかねないことは、措置とか具体的指示に至る前の段階で、予防できるのであれば、それにこしたことがないと思うわけです。

そういう意味でも、匿名による評価の徹底、あるいはさっきの就学校指定に関する運用の硬直的・高圧的でない対応とか、そういう要素については、もし発覚したら、多少は介入になったとしても、被害者が出るよりはましだという割り切りで、ある程度の毅然たる介入をしていただくことは、必要なことだと思うのです。くれぐれも事の軽重に応じて対処をお願いできればと考えております。

ちょっと戻るのですが、特区で社会教育についても市長への権限移譲という話題があったと思うんですが、そちらについてはいかがですか。

もう一つ、人事権の移譲というテーマもあったと思うんですけども、それについての現時点の検討状況はいかがでございましょうか。

合田審議官 社会教育については、教育基本法の改正もあり、社会教育の改正ということもやっ
ていかなければいけないといったことで、もろもろ議論するテーマが残ってしまいまして、引き続き 19 年度以降を検討していくということにさせていただきたいと思っております。

人事権の移譲に関しては、これは先ほど申し上げましたようなことで、できるだけ現場に近いところに、できるだけ幅広くおろしていくという方向で、その調整を進めた結果、現時点で同一市町村内の転任について、原則として、内申に基づき行うという法律改正をする。法律改正の内容として、そういう内容とするというところに結論として形になったという状況になっていますので、更にその余の点については、当面は困難ということですが、これは中教審の答申もあることで、課題としては回るのかなということですが、当面、今回の法律改正では困難であるという結論に達したということですが、

福井主査 引き続き、検討をお願い申し上げます。

教職大学院についてですけれども、この修了者の処遇についての公平性等について、かなり明確な通達を出していただきまして、大変ありがとうございました。

とは言っても、これについては従来議論もございましたように、現場の教職大学院を設置しようとされておられる大学側にとってみると、何らかの形でせつかくつくる以上、せめて地元の教育委員会などでは、その教職大学院について、一定の枠を設けてほしいとか、事実上の優遇をしてほしいという働きかけなどが現実にあると聞いております。

それに対して教育委員会として、特別な優遇、「特別な」というのは、まさにこの通達でも書かれたような、何か先験的に教職大学院について一定の資質が備わっていることを前提にしたような形での優遇を講じることは、避けていただきたいと思っているわけです。私どもが懸念しておりますのは、教員養成系の大学などは、地元の教育委員会や、地元の教師の母集団に対して、たくさんの人材を輩出しておりますので、一定の人的なネットワークやコネクションができ上がっているということです。

その中で母校に関わるような教職員大学ができたときに、今までの学部だけのときと違って、教職大学院についての若干の特別意識的なものが蔓延すると、採用にも事実上それが影響するのではないかということを懸念しております。この辺りについて、一般論としてこういうふうに言うていただくのは大変結構なことだと思うんですが、その実効性の担保、運用時点での配慮ということに

についても関心を持っておりますので、もしお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

新田課長補佐 以前ありました調査で、大学から幾つか働きかけがあって、教育委員会としても考えていきたいというようなデータがありましたが、この件は実は大学側の論理と教育委員会の方の受け止め方と2つの論理があって、まさに今おっしゃったように、大学の方としては、要は優遇してくれて、あるいは採用が保証されないと学生が集まらないのではないかというような思惑があるんですけども、それは一方採用側から言うと、要は製品も見えていないのに高く買えというのかという論理なわけですけども、中には教育委員会の方でも、若干、大学の方の意向も踏まえて検討しますと軽く言うてしまう向きもあったと思います。そのことは、教職大学院の場合には、教育委員会と連携しながらつくっていくシステムになっていますので、そうすると、例えば埼玉県教委であった場合、埼玉大学に置かれる教職大学院とは連携しているから、そこだけについては優遇を考えようかということなのか、あるいは教職大学院といった瞬間から、岩手に置かれるものだろうか、北海道に置かれるものだろうか、どこに置かれるものについてもということなのか、ただ、後者の場合については特段の連携していなくて状況もわかっていないところに対して優遇をするのかという論点も生じてくるのですが、そういう問題が生じてくるよということをあまり考えずに多分答えている部分も多いだろうということが1つあると思います。

もう一つは、専門職大学院ですので、研究科が新しく立つというよりはむしろ既存研究科の中に専攻として作られることが多いと思います。例えば教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）などというように。その横には修士課程が置かれますので、その修士課程の部分を出ている学生と教職大学院の方の専攻を出ている学生が2人入ってきて、一方だけ給料を上げますなどということが、果たして人事政策上、できるかどうかについて、よく考えていますかと教育委員会の方に投げかけると、多分、そこで思考停止するでしょう。そこまで考えて、なおかつこちらの給料を高くするんですということができたらあるのかもしれませんが、しかしよほど議会でも説明ができないと無理だとは思いますが、そこがクリアができて、そこまでして取りたい人材かというのであれば、例えば法学研究科の中で、修士課程ではなくてロースクールを出た人は給料を高くしますといったときには、それはちゃんと理論武装ができるねということに将来的になるのであれば、それはそれであるのかもしれないですけども。ただ、そこまでの議論に行くには5年、10年しないと、とても無理ではないかと思えます。

福井主査 今、話題に出ました、例えば地元の教育委員会と連携してつくる大学院については、やや特別だという意識はあるのでしょうか。

新田課長補佐 その場合であっても、給料を一方のみで高くするというのは恐らく難しく、ただ、採用選考試験の際に特別の試験を課すという可能性はあるのかもしれない。例えば連携先の大学院の学生は、学生の学力の質はもうある適度わかっているから、ペーパー試験の方をやらせない代わりに面接を長くするよとか、あるいは模擬授業を長くするとかいう意味での別選考というのはあるのかもしれない。

ただ、それが優遇なのかというと、要は体育の先生に実技を課す、音楽の先生に音楽を課すのと同様に、こちらの人に対しては、こちらを課さないでこちらを課すとかいうのはあるかもしれませ

ん。ただ、そこは学生の状況を見てみないと、教育委員会でも判断できないだろうと思います。

福井主査 その場合も、もし埼玉教職大学院を出た方が埼玉県教育委員会の採用試験を受けたときには、何かが免除になるけれども、岩手教職大学院の方は免除にならないというと、ちょっと平等の問題に抵触する可能性が出てくるのではないですか。

新田課長補佐 そこは地元は、埼玉大学の教職大学院だからわかっているけれども、岩手の大学院の内容はわかっていないから、何ともしようがありませんという場合だろうということかと思えます。ただ、そうだとすると、本来、埼玉大学の修士課程の方だって本当はわかっているわけではないのではないかと、そのときに修士課程と教職大学院を別の枠にするのは、果たしてできるのかということを経済委員会は考えなくてはいけなくなるでしょう。勿論そこは、公平性という点で言い切れるということがないと、なかなか難しいだろうとは思いますが。

福井主査 ある特定のところにだけ、科目免除とか、科目の軽減みたいな特例が落ちるような形だと、やはり平等原則の観点からいろいろ問題になる余地が出てくると思います。

あくまでも、だれにでも門戸は開かれているけれども、たまたまこういう要件を満たしたら、別に埼玉だけでなく、岩手でも青森でも同じようなことがあればOK、という形であればいいのでしょうかけれども、露骨に連携があるから優遇だとか、あるいは選考のときに何か配慮だということになると、まずいという懸念を感じます。

新田課長補佐 それは教職大学院だけの問題ではなくて、例えば学部も含めて、最近地元枠を設けようとかいうところもありますから、それと併せて、結局はやはり表に出せる公平性があるかどうか。そこで決まる問題だと思います。

福井主査 そこは文科省としても、いろいろウォッチしていかれて、公平性の担保を図られるとお考えになっていると理解してよろしいですか。

新田課長補佐 そうですね、だから、それは結局表に対してちゃんと言えのだったら言うということでしょう。それは一般的な採用でも同様の話です。

福井主査 よろしくお願ひします。なかなか表には出にくいんですが、選考のときに、一定の学閥なりが影響するとか、あるいは教職員の師弟が影響するということは、もうちょっと広い話かもしれませんが、よく聞く話でもありますので、そういった採用についての透明性、公平性の確保ということについても、併せて御検討を引き続きいただければと思います。

合田審議官 引き続きやります。

福井主査 それでは、長時間ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。